

燕市告示第 294 号

令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日

燕市長 佐野大輔

令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰等に直面する市民生活や経済活動を下支えするため、特定地域の水道料金を負担するものに対し、予算の範囲内において燕市水道料金緊急対策補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定地域 燕・弥彦総合事務組合水道給水条例(平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第12号。以下「組合条例」という。)第2条に規定する給水区域のうち燕市の区域内で、長岡市又は三条市から給水を受けている地域をいう。
- (2) 基本料金 組合条例第23条第1号の規定に基づく給水装置のメーターの口径に応じた水道料金の基本料金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、特定地域に組合条例第4条第1号に規定する給水装置を有する者(国及び地方公共団体並びに一時的に水道を使用する者を除く。)であって、長岡市又は三条市から給水を受けているものとする。

(補助金の対象となる水道料金)

第4条 補助金の交付の対象となる水道料金は、令和8年6月分から令和8年11月分までに交付対象者が現に負担した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定による水道料金の基本料金並びに当該基本料金に係る消費税及び地方消費税に相当する額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市水道料金緊急対策補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(代理による申請等)

第7条 申請者は、補助金の交付申請及び請求について、第三者に委任することができる。

2 前項の規定に基づき、委任を受けた代理人が補助金の交付申請をするときは、交付申請書に委任状を添付しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、第6条に規定する交付申請書を受理したときは、規則第4条の規定に基づき、補助金の交付の決定を行い、燕市水道料金緊急対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(報告の省略及び補助金の額の確定)

第9条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、規則第10条の規定にかかわらず、同条の規定による報告を省略することができる。

2 市長は、補助金の交付に係る水道料金の額が確定した後、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を

受けようとするときは、燕市水道料金緊急対策補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に係る取消しをした場合には、速やかに交付決定者に対して、燕市水道料金緊急対策補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命ずる場合には、燕市水道料金緊急対策補助金返還請求書(様式第5号)により通知するものとする。

(庶務)

第13条 この補助金に関する庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

燕市長 様

住 所

申請者

氏名(※)

電話番号

令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金の交付を受けたいので令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

なお、私(申請者)は、貴市が本補助金の審査に当たり、上水道加入状況及び水道料金の支払状況について関係官公署へ照会し、審査することに同意します。

1月当たりの基本料金(税込)…①	円
申請対象月数…②	月 (令和 年 月～令和 年 月)

補助金交付申請額(①×②) 金 円

※署名による場合は、押印を省略することができます。

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長



令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燕市水道料金緊急対策補助金について、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

燕市長 様

住所

申請者

氏名

印

令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった燕市
水道料金緊急対策補助金を請求いたします。

補助金交付請求額 金 円

*振込先口座

金融機関名	銀行・信金 信組・金庫・農協	本店・支店 本所・支所
(フリガナ)	()	
口座名義		
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号 (※右詰で記入)		

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

様

燕市長



令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付の決定の全部(一部)を取消しましたので、次により通知します。

1. 交付決定額 金 円
2. 交付決定取消額 金 円
3. 取消しした理由

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

様

燕市長



令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で取消しの通知をした燕市水道料金緊急対策補助金のうち、既に交付済みの補助金について、令和8年度燕市水道料金緊急対策補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり返還してください。

1. 返還額 金 円
2. 返還期限 年 月 日
3. 返還理由